

# 日本の情報アクセシビリティ関連法をめぐる動向と展望

## Trends and Prospects Concerning Laws Related to Information Accessibility in Japan

野口 武悟

Takenori NOGUCHI

専修大学文学部 School of Letters, SENSHU University

E-mail: takenori@isc.senshu-u.ac.jp

### 1. はじめに

2024年4月に改正「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）が施行され、民間事業者にも障害者への「合理的な配慮」の提供が義務づけられた。当然ながら、情報アクセスに関する「合理的な配慮」も含まれる。このほかにも、この10年の間に、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」）や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」）など、情報アクセシビリティに関連する法律が相次いで制定されている。しかしながら、アメリカやヨーロッパ諸国と比べると、法律の実効性が弱いなどの指摘もなされている。

そこで、本報告では、近年日本で整備されてきた法律を概観し、それらの課題を整理するとともに、欧米諸国の法整備の動向を参照しつつ、今後のあり方を展望する。

### 2. 日本の情報アクセシビリティに関連する法律の動向

#### 2.1 改正「障害者差別解消法」

「障害者の権利に関する条約」（2006年12月国連総会採択）を批准するための国内法整備の一環として2013年6月に制定、2016年4月に施行された「障害者差別解消法」の改正法が2024年4月に施行された。改正によって、行政機関等だけでなく民間事業者にも、障害者への「合理的な配慮」の提供が義務となった。このほか、障害を理由とした不当な差別的取扱いを行政機関等と民間事業者の双方に禁じるとともに、「合理的な配慮」の的確な提供のために施設の構造改善や設備の整備などの環境整備（事前的改善措置）を行政機関等と民間事業者の双方に努力義務としている。

民間事業者にも「合理的な配慮」が義務化されたことは大きな前進といえる。しかし、義務に反したからといって、民間事業者に対するペナルティがあるわけ

ではない。義務化とはいっても、民間事業者の「合理的な配慮」に対する意識や理解頼みであり、実効性を高めるための新たな施策を検討する必要がある。

#### 2.2 「読書バリアフリー法」

この法律は、2019年6月に公布、施行された。この法律が制定された直接的な契機は、アクセシブルな書籍等の国際交換を可能とする「マラケシュ条約」の締結とそれに伴う「著作権法」の一部改正であった（ともに2018年）。また、前述の「障害者差別解消法」の制定、当事者団体の働きかけなども大きかった。

この法律は18条から成り、第3条では3つの基本理念、第9条～17条には図書館と出版に関わる9つの基本的施策が示されている。また、国に「読書バリアフリー基本計画」の策定を義務づけ（第7条）、地方公共団体にも「読書バリアフリー計画」策定を努力義務とした（第8条）ことも特徴の1つである。

国の基本計画は2020年7月に策定されたものの、地方公共団体の計画策定は遅々としている。法律の制定から5年が経とうとする2024年2月1日現在でも、計画策定済の地方公共団体は、例えば、都道府県で19/47（40.4%）、政令市で3/20（15%）、中核市で11/62（17.7%）にとどまる[1]。行政計画の有無は予算措置等にも直結するため、努力義務とはいえ計画策定のさらなる進展が望まれる。

このほかの課題として、「読書バリアフリー」が必要な人々は、日本語の読書が難しい外国にルーツのある人など、視覚障害者等以外にも存するが、この法律ではカバーできていないことなども指摘できる[2]。

#### 2.3 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」

この法律は、2022年5月に制定、施行された。これまでは、特に手話での情報アクセスやコミュニケーションに対する環境整備が弱かったため、聴覚障害者の団体を中心に制定が強く望まれていた。

全16条から成る法律である。基本理念が4点（第3条）、基本的施策が6点（第11条～第16条）示されている。基本的施策は、要約すれば、（1）障害者による

情報アクセスとコミュニケーションに資する機器等の開発と普及、(2) 防災・防犯・緊急の通報に関する体制の整備等、(3) 障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な分野に関する情報アクセスとコミュニケーションの充実、(4) 障害者からの相談及び障害者への情報の提供、(5) 国民の関心と理解の増進、(6) 調査研究の推進と成果の普及、の6点である。

ただし、国と地方公共団体にこれら施策のすべての実施を義務づけているわけではない。また、民間事業者の責務は述べられているが、何らかの義務規定があるわけではない。あくまでも理念と施策の方向性を示した法律といえる [3]。

## 2.4 改正「教科書バリアフリー法」

正式には「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律」という。2008年制定で、教科用特定図書等の普及を図ることを目的とする。教科用特定図書等とは、検定教科書の文字や図形等を拡大して複製した教科用拡大図書、点字で複製した教科用点字図書、音声で複製した音声教材など、障害のある児童生徒が検定教科書に代えて使用しうるものを指す。義務教育諸学校に対して、障害のある児童生徒のために、国が教科用特定図書等を無償給付することも定めた。

この「教科書バリアフリー法」が2024年6月に改正された。改正によって、障害のある児童生徒だけでなく、「日本語に通じない」児童生徒も教科用特定図書等が使用できることとした。つまり、日本語指導が必要な外国にルーツのある児童生徒にも提供できることになったのである。日本の情報アクセシビリティに関連する法律にあって、外国にルーツのある人も対象に加えた最初の事例であり、画期的な改正といえる [4]。

## 3. 欧米諸国の情報アクセシビリティに関連する法律の動向

先行研究 [5] [6] をもとに、本稿ではアメリカとヨーロッパのうちイギリスの法律の動向を整理する。

アメリカには、「障害のあるアメリカ人法」(ADA: Americans with Disabilities Act) がある。この法律は、1990年に成立し、障害のあるアメリカ人の公民権の保障、差別の禁止などを規定する。情報アクセシビリティに関しては、図書館や文化機関に対してアクセシビリティを向上させるための措置を求めている。これに呼応し、多くの出版社が視覚障害者向けにさまざまなコンテンツを提供している。また、電話の利用が難しい聴覚障害者のために電話リレーサービスの提供などを求めている。さらに、テレビ放送への字幕の提供を義務づけている。

「リハビリテーション法」(Rehabilitation Act) は、

1973年に制定された法律で、1986年の改正で新たに508条が追加された。この規定では、アメリカ連邦政府が調達する情報通信機器、ソフトウェアは障害者が使えなければならないとした。こうした機器、ソフトウェアの調達は、その後の法改正で義務となり、違反した場合には障害者からの提訴も可能となっている。

このほか、スマートフォンなどの電気通信設備やソフトウェアの製造者に障害者が利用可能にすることを定めた「電気通信法」255条などもある。

イギリスでは、「平等法」(Equality Act)の存在が大きい。これは2010年に制定された法律で、それまで存在した9つの差別禁止法を整理・統合して成立した。障害者への差別禁止はもちろんのこと、アクセス権の保障や、図書館・文化施設におけるアクセシビリティ向上の義務も盛り込まれている。

## 4. 日本における課題と展望

民間事業者にも「合理的な配慮」は義務化されたとはいえ、その実効性は弱い。アメリカのようにアクセシビリティが担保された機器やソフトウェアなどの調達を政府や行政機関に義務づけるといったもう一歩踏み込んだ施策が日本でも必要だろう。

また、障害者だけでなく、外国にルーツのある人々への情報アクセスの保障も必要だが、法整備は遅れている。外国にルーツのある児童生徒を対象に加えた改正「教科書バリアフリー法」は画期的であり、今後、他の法律にも波及していくかが注目される。

## 文 献

- [1] 文部科学省.“視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況(概要)”, [https://www.mext.go.jp/content/20240710-mxt\\_kyousei02-000012302\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20240710-mxt_kyousei02-000012302_1.pdf) (参照 2024-07-24), 2024.
- [2] 野口武悟, “読書バリアフリー法の制定背景と内容、そして課題,” カレントアウェアネス, no.344, pp.2-3, 2020.
- [3] 野口武悟.“障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法と学校図書館: 情報アクセシビリティとコミュニケーション支援の向上に生かす”, 学校図書館, no.866, pp.49-50, 2022.
- [4] 野口武悟.“誰一人取り残さないために: 教科書バリアフリー法の改正が成立”, 学校図書館速報版, no.2154, p.1, 2024.
- [5] 榊原直樹, “ユニバーサルデザインに関する条約・法律・標準,” 情報社会のユニバーサルデザイン(改訂版), 広瀬洋子・関根千佳(編著), pp.73-91, 放送大学教育振興会, 東京, 2019.
- [6] 内閣府調査研究会.“イギリスにおける合理的配慮提供に際しての合意形成プロセス” 平成27年度合理的配慮提供に際しての合意形成プロセスと調整に関する国際調査報告書, [https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h27kokusai/h3\\_3.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/tyosa/h27kokusai/h3_3.html) (参照 2024-07-24), 内閣府, 東京, 2016.